

居宅介護支援事業所

ウェルケア 高浜

重要事項説明書

**当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第 3870107616 号)**

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも所定の手続きを行うことでサービスの利用は可能です。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	4
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 喜久寿
- (2) 法人所在地 愛媛県東温市北野田533番1
- (3) 電話番号 089-955-0310
- (4) 代表者氏名 理事長 菊池 慶治
- (5) 設立年月 平成2年12月21日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

- (3) 名称 居宅介護支援事業所 ウェルケア高浜
(平成22年1月26日指定 愛媛県 3870107616号)

- (4) 所在地 愛媛県松山市松ノ木2丁目789番地
- (5) 電話番号 089-994-6688
- (6) 事業所長(管理者)氏名 長谷川智子
- (7) 運営方針

1. 指定居宅介護支援事業は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
2. 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たってはその利用者の意思及び、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。また、前6月間に居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等が占める割合について説明を行うものとする。利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について複数の事業者の紹介を求める事が可能である。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能である。

事業所の介護支援専門員は、事業の運営に当たっては、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成22年1月26日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 松山市(高浜地区・三津浜地区・宮前地区・和気地区)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業日及び営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
土・日	電話対応
休業日	12月30日～1月3日

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人 員		業 務 内 容
	常 勤	非常勤	
管 理 者	1名		事業所の統括管理を行う
介護支援専門員	3名		指定居宅介護支援の提供

※ 職員の配置については指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金など

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・当事業所がサービス担当者会議等において、関係する居宅サービス事業所に対し、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いることについてご承諾願います。

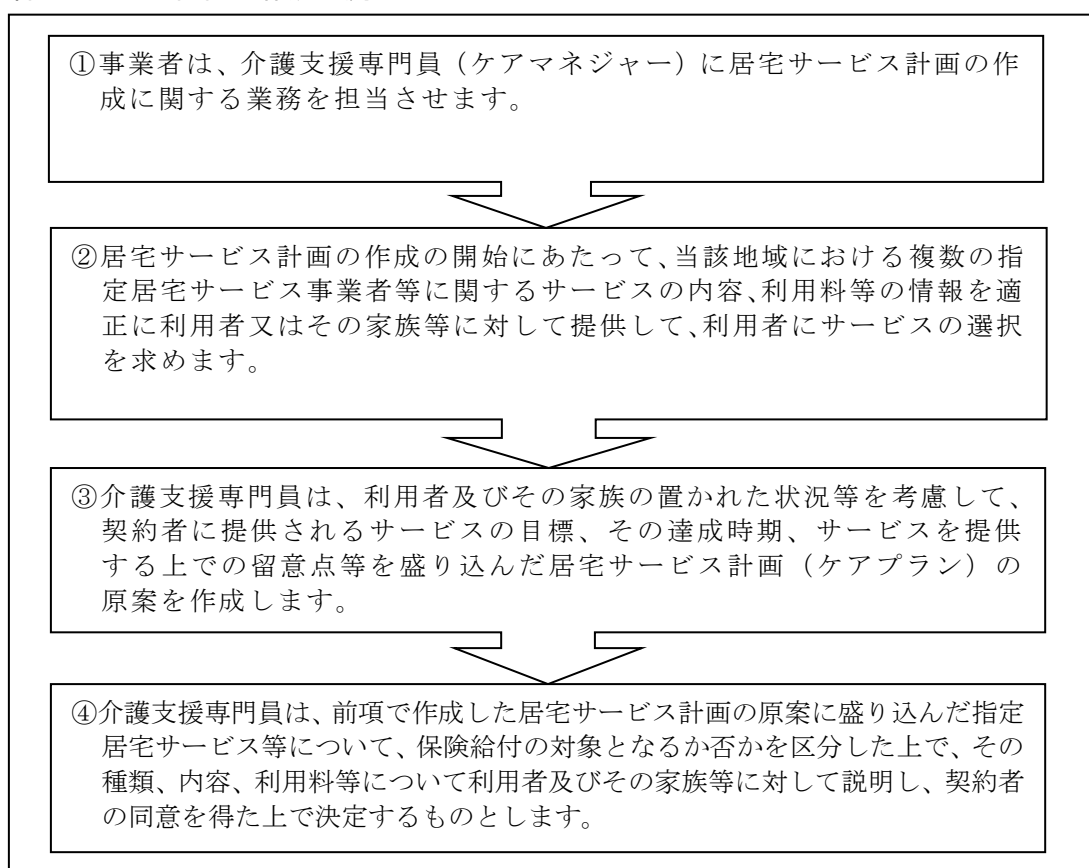
③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、**通常の場合**、利用料金は介護保険から給付されますので、**ご利用者の利用料負担はありません**。事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）も、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

なお、令和6年4月介護報酬改定に伴い、居宅介護支援介護給付費は下記のとおり変更されています。

① 居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護1・2 1,086単位（10,860円）

要介護3・4・5 1,411単位（14,110円）

他、③～⑥のそれぞれの基準に適合する場合には、下記の所定単位数を算定します。

② 初回加算 300単位（3,000円）

③ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位（2,500円）

※入院した日のうちに情報提供（提供方法は問わない）

④ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位（2,000円）

※入院した日の翌日または翌々日に情報提供（提供方法は問わない）

⑤ 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位（4,500円）	600単位（6,000円）
連携2回	600単位（6,000円）	750単位（7,500円）
連携3回	×	900単位（9,000円）

⑥ 通院時情報連携加算 50単位（500円）

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける祭に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の必要な情報を提供し、医師又は歯科医師の情報を受けます。

⑦ 令和7年4月から当該基準に掲げる区分に従い1ヶ月につき所定単位数を加算します。

特定事業所加算（Ⅰ） 519単位

特定事業所加算（Ⅱ） 421単位

特定事業所加算（Ⅲ） 323単位

特定事業所加算（A） 114単位

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資する事を目的とするものです。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(3) 介護支援専門員の担当者数

介護支援専門員一人当たりの担当者数は、法令で定められた数を遵守します。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情・相談窓口 ウェルケア高浜内 相談室
- 苦情受付・相談担当者 居宅介護支援事業所ウェルケア高浜 長谷川智子
- 苦情解決責任者 ウェルケア高浜 施設長 日根潤一郎
- 第三者委員 伊藤 道子 0892-21-0777
別府 頼房 089-964-1386
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
また、上記曜日、時間等に担当者が不在等の場合でも苦情等に対し速やかに対応できる体制を取っております。
- 電話番号 089-994-6688
- 苦情を受け付けてからの手順
苦情申し立てがあった場合、担当職員が面談等で苦情内容をヒアリングし、所定の用紙に記録する。それをもとに関連部署にてカンファレンスを実施し、対応を検討し、申し出者に説明し、納得を得る。

※この重要事項説明書は、松山市条例に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 緊急時・事故発生時の対応

事業所は、事業所業務の提供中に緊急な対応が必要になった場合、および事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を取る等の適切な対応を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合は行った処置について記録し再発防止対策に努め、その対応について協議します。

3. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、事業者の責に帰すべき事由により事故が発生し、事業者に過失があると認められる場合に限り、ご利用者の生命・身体・財産に発生した損害をご利用者に対して賠償します。但し、ご利用者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずることができます。事業者は事故発生に備えて介護事業者損害賠償責任保険に加入しています。

4. サービス利用をやめる場合

利用の有効期間は、申し込みの日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、有効期間満了の2日前までにご利用者から利用終了の申し入れがない場合には、利用は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との利用は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合
- ③ご利用者が介護保険施設や医療施設に長期にわたり入所又は入院した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から利用中止の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から利用中止及び契約の解約を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご利用者からの利用中止の申し出

利用の有効期間であっても、ご利用者から利用を中止することができます。その場合には、利用中止を希望する日の２日前までにご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に利用を中止することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本書面に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの利用中止及び解約の申し出

以下の事項に該当する場合には、利用を中止及び契約を解約させていただくことがあります。

- ① ご利用者又は家族が、利用申し込み時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者又は家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご利用者又は家族が、事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

